平成２４年（フ）第２９１０号
大阪市天王寺区生玉前町１番11号
破産者　有限会社オフィスアーネスト
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４０号
大阪府箕面市粟生新家３丁目７番10号
破産者　有限会社北斗企画
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４２号
大阪市淀川区西中島４丁目10番１号
破産者　株式会社現代建築設計
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９４５号
大阪府守口市本町１丁目８番24―202号
破産者　株式会社徳永電工
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９７３号
大阪府守口市南寺方東通２丁目14番11号
破産者　蚊野紙器株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２９８０号
大阪市東淀川区豊里４丁目16番19号
破産者　酒井建装株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１８０９号
堺市北区百舌鳥赤畑町２丁94番11号
破産者　有限会社学庵
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第４０６号
大阪府松原市三宅西５丁目784番地
破産者　株式会社造研
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２３年（フ）第１０９７号
兵庫県尼崎市崇徳院２丁目138番地
破産者　有限会社関田工業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第２９９号
兵庫県尼崎市善法寺町９番12号
破産者　有限会社桃田工業
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２４年（フ）第６号
熊本市南区出仲間９丁目５番10号
破産者　東和レジスター販売株式会社
1　決定年月日　平成24年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第２０号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川36番地１
破産者　有限会社山本工業
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２１号
青森県西津軽郡深浦町大字風合瀬字中砂子川27番地１
破産者　有限会社ヤマケン電子
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

平成２４年（フ）第２号
千葉県柏市布施809番地19、商業登記簿上の本店所在地茨城県取手市駒場１丁目15番５号
破産者　有限会社エールプロジェクト
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第３号
千葉県柏市布施809番地19、商業登記簿上の本店所在地茨城県取手市駒場１丁目15番５号
破産者　有限会社レムリッチ
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２４年（フ）第１６６号
東京都町田市中町２丁目14番22号レオパレスシェル都Ⅱ205
破産者　松下　典浩
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第３７号
長野県茅野市北山5522番地
破産者　蓼科恒産株式会社
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所諏訪支部

平成２３年（フ）第１２１号
愛知県一宮市篭屋１丁目２番21号
破産者　株式会社Ｋクリエイト
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第２７８号
愛知県一宮市桜１丁目９番11号
破産者　有限会社共栄ストアー
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第２３０号
三重県尾鷲市倉ノ谷町12番11号、前本店所在地三重県尾鷲市倉ノ谷町１番３号
破産者　株式会社丸勝
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第５７号
三重県松阪市笠松町760番地４
破産者　有限会社栄進土木
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３５号
三重県松阪市星合町522番地１
破産者　田中　真人
1　決定年月日　平成24年９月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係